守山町公園民間活力導入事業

(Park-PFI 型施設整備)

公募設置等指針

令和８年 10 月

守山市建設部土木管理課

目次

第１章 事業の概要 1
１.事業の背景と目的 1
（１）事業の背景 1
（２）事業の目的 1
２.公園の概要 1
【守山町公園の概要】 1
３.事業範囲、事業の内容等 2
（１）事業範囲 2
（２）公募対象区域 2
（３）事業イメージと費用及び役割分担 3
（４）事業の流れ 5
（５）公募に当たっての各エリアの考え方 7
第２章 公募対象公園施設等の設置に係る事項 7
１.公募対象公園施設 7
（１）公募対象公園施設の種類 7
（２）公募対象公園施設の建設に関する事項 7
（３）公募対象公園施設の管理運営に関する事項 8
（４）公募対象公園施設の場所 8
（５）設置又は管理の開始の時期 8
（６）公募対象公園施設の使用料の額の最低額 9
２.特定公園施設 9
（１）特定公園施設の建設に関する事項 9
３.都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置 10
４.利便増進施設 10
（１）利便増進施設の設置に関する事項 10
５.公募設置等計画の認定の有効期間（事業期間） 10
第３章 応募資格及び応募手続き等 11
１.公募への参加資格等 11
（１）応募資格 11
（２）グループ応募 12
（３）応募条件 12
（４）提供情報 13
（５）事業破綻時の措置 13
２． スケジュール 14

３.応募手続き.....15
（１）公募設置等指針の公表.....15
（２）公募設置等指針等説明会.....15
（３）質問及び回答.....15
（４）応募登録.....16
（５）応募辞退.....16
（６）公募設置等計画等の受付.....16
（７）事務局.....20
４．受付時間.....20
５．審査方法等.....21
（１）審査の流れ.....21
（２）選定委員会.....21
（３）評価の基準.....22
（４）結果通知.....22
（５）選定委員会の委員への接触の禁止等.....22
（６）無効又は失格.....22
６．公募設置等予定者等の決定.....22
７．公募設置等計画の認定.....23
８．認定公募設置等計画の変更.....23
９．契約の締結等.....23
（１）基本協定.....23
（２）公募対象公園施設等の設置管理許可等.....23
（３）法規制等.....23
（４）リスク分担等..... 24

■用語の定義

公募設置管理制度 （Park-PFI）	・ 平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・ 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞ 
公募対象公園施設	・ 都市公園の効用を全うするため設けられるものとして定められている公園施設（法第２条第２項、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条）のうち、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設と、その他の施設のうち展望台又は集会所で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 ・ 収益施設であって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるもの（法第５条の２第１項、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下、「都市公園法施行規則」又は「規則」という。）第３条の３ ）。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内遊び場、等
特定公園施設	・ 都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する園路、広場等の公園施設であって、公

	募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・ 都市公園法第５条の２第２項第６号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・ P-PFI の公募に当たり、都市公園法第５条の２の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	・ 都市公園法第５条の３の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・ 審査、評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・ 公園管理者が、都市公園法第５条の５の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

第１章　事業の概要

１.事業の背景と目的

（１） 事業の背景

都市公園及び緑地は、都市にうるおいとやすらぎを与えるとともに、レクリエーションやスポーツ、健康需要に対する機能、災害時には防災拠点としての機能など、様々な役割を持つことから、市民の多様なニーズに対応するため、都市公園を整備し、その維持管理に努めてきました。

しかし、守山町公園を含む数か所の都市公園は開園から相当の年月が経過し、施設の老朽化や市民ニーズの多様化により、十分活用されていないエリアや施設が増えており、都市公園の魅力向上と施設の更新・維持管理が課題となっています。

（２）事業の目的

守山町公園については、市民の健康増進、憩いの場として広く利用されてきましたが、経年劣化等による施設の老朽化および公園に対する市民のニーズの変化に対応するため、公園設置管理制度（Park-PFI）を活用し、公園施設の更新を行うとともに、新たな公園施設を設置することで、公園の機能増進を図り、利便性の向上および利用促進を図るもの。

２.公園の概要

守山町公園の概要

守山町公園は、平成 10 年６月に整備された公園で、市役所や病院等から近く緑豊かな憩いの場として利用されています。しかし、供用開始から 25 年以上経過しており、老朽化が著しい施設のリニューアルや社会のニーズの変化への対応が必要となっています。

公園所在地	守山市守山四丁目、五丁目地先【位置図】
公園種別	近隣公園
公園面積	2.1ha
管理運営形態	業務委託（シルバー人材センター）
都市計画等規制	区 域 区 分：市街化区域 用 途 地 域：第二種中高層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 建 ぺ い 率：60% 容　積　率：200% 都市計画施設：都市公園（３・３・３０１守山町公園） 景 観 類 型：一般景観ゾーン、沿道景観軸 屋外広告物：第５種地域
開園時間	【開園時間】０時～24 時 【休園日】なし

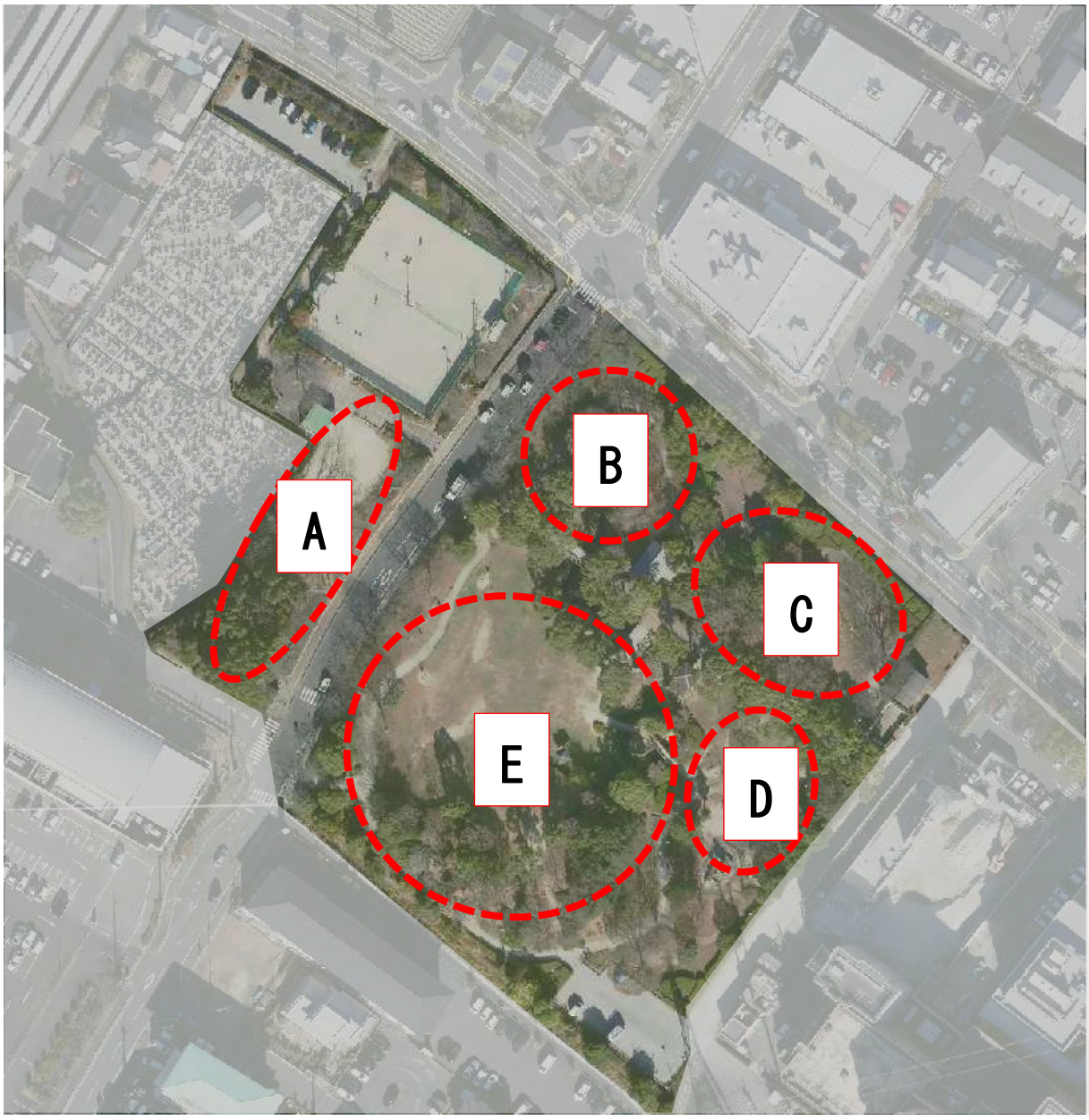
３．事業範囲、事業の内容等

（１）事業範囲

事業者には、守山町公園において、以下の業務を行っていただきます。

事業対象面積	約 15,000 ㎡【参考資料１公園平面図】
業務内容	・公募対象公園施設の設置及び管理運営業務 ・特定公園施設の設計業務 ・特定公園施設の建設業務 ・特定公園施設の譲渡業務 ・利便増進施設の設置及び管理運営業務（設置する場合のみ）

【参考資料１公園平面図】



（２）費用及び役割分担

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は参考資料２に示すとおりとします。

参考資料２認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表【費用負担及び役割分担】

項目		公募対象公園施設		特定公園施設	利便増進施設
提案		必須	任意	必須	任意
		飲食店、 駐車場等	教育・遊戯施設など賑わい向上に資する施設	園路､広場等の公園の利便性を向上する施設(トイレ、案内板、駐車場、駐輪場、複合遊具、LED照明、エントランス改修)	自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔
整備(計画・設計・工事まで)	実施主体	認定計画提出者		認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者		認定計画提出者及び本市 ※本市の提示上限額の範囲内で提出者が提案した額を本市が負担	認定計画提出者
	本市と認定計画提出者との関係	基本協定により認定計画提出者が設置許可を受けて整備		認定計画提出者が整備し、施設の譲渡契約に基づき本市へ譲渡	基本協定により認定計画提出者が設置許可を受けて整備
管理 ・ 運営	実施主体	認定計画提出者		本市	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者		本市	認定計画提出者
	本市と認定計画提出者との関係	設置許可		本市	占用許可
	財産管理	認定計画提出者		本市	認定計画提出者

※公募対象公園施設の任意施設であっても、 有料施設としない場合は特定公園施設としても提案可能です。

（３）事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。なお、本市は、必要に応じ、公募設置等予定者との協議により、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定計画となり、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第５条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、本市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が当該特定公園施設を取得します。

（４）公募に当たっての各エリアの考え方

①エリアの考え方

・豊かな緑の中で市民が憩えるカフェやレストランなどの飲食店等を収益施設として提案をお願いします。

・公募対象区域の中で公募対象公園施設と特定公園施設を提案してください。

・なお、提案にあたっては認定計画提出者が施設を設置し、管理する区域を明示してください。管理する区域は、想定する事業に応じて公募対象公園施設及び特定公園施設の設置場所より広くご提案頂いても構いません。

a） 公募対象区域

・Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ（Ｅエリアは提案不可とします。）

b） 求める機能

・憩いや休憩の場となる飲食機能等

c） 公募対象公園施設

・必須条件：飲食店等

・任意条件：トイレ改修（店舗一体化の場合）また遊戯施設など賑わい向上に資する施設

・配置：【参考資料１公園平面図】のとおり

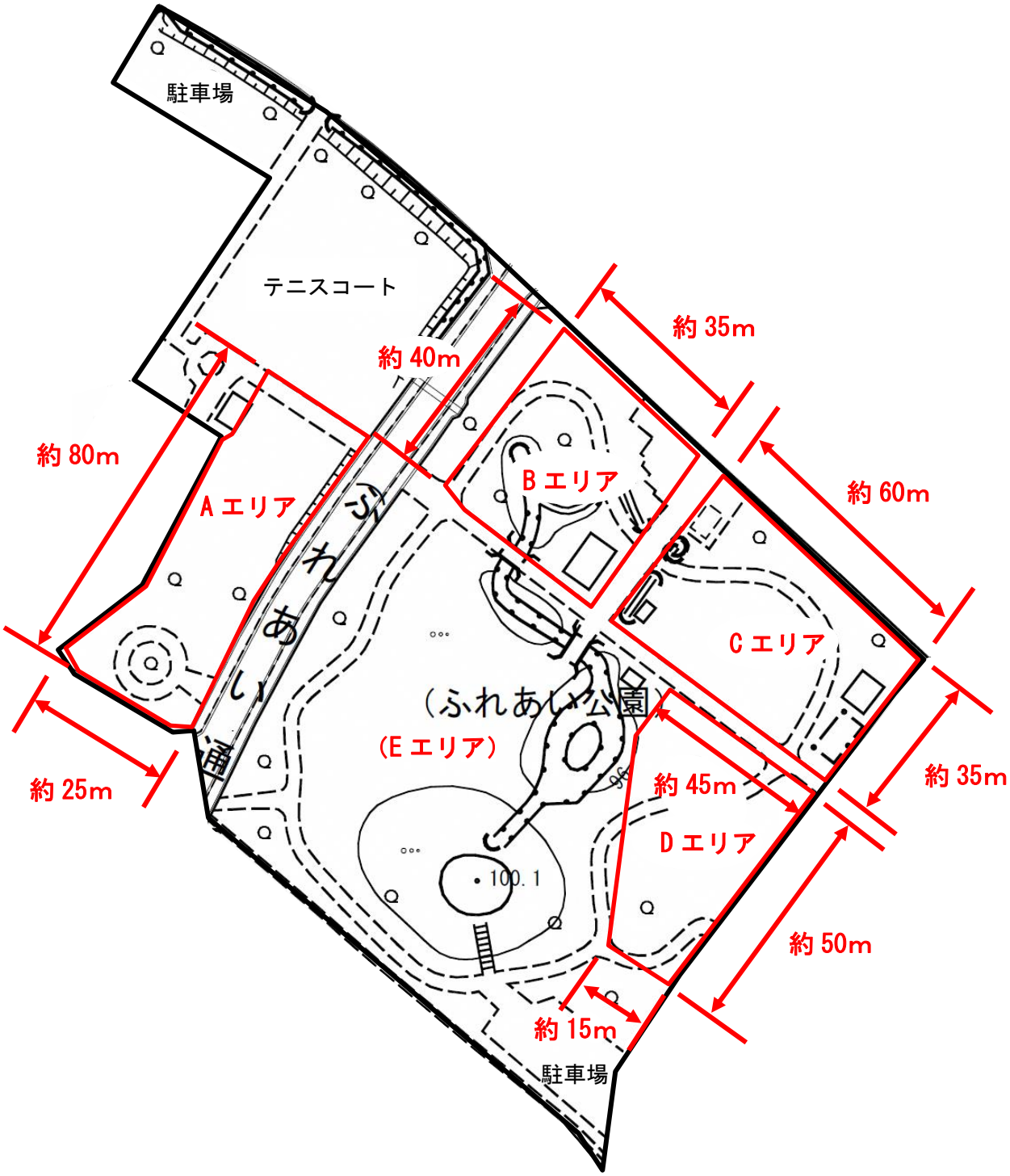
d) 特定公園施設

・必須条件：園路、広場等の公園の利便性を向上する施設

（トイレ、案内板、駐車場、駐輪場、複合遊具、LED 照明、エントランス改修）

・配置：図面のとおり

（E エリアについては基本的に改変不可ではあるが、地元自治会と要協議）



第２章　公募対象公園施設等の設置等に係る事項

１．公募対象公園施設

（１）公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第５条の２第１項及び都市公園法施行規則第３条の３に規定されている便益施設・運動施設などであって、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しないものは認められません。

（２）公募対象公園施設の建設に関する事項

①公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によりますが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。

②市道下之郷吉身線沿いのドライブスルーは不可とする。

③必須提案である飲食店等の設置に伴い、既存の水車小屋および樹木等については本市にて撤去し、引き渡すことを条件とします。

④既設トイレが公募対象公園施設の整備の支障となる場合は撤去可能とします。ただし、同工リア内で同規模の施設を認定計画提出者の負担にて整備してください。なお、支障とならない場合については、リノベーションを可とする。

⑤遊戯施設を設置する場合は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第２版)』(国土交通省)を踏まえ、『遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)』(一般社団法人日本公園施設業協会)を遵守してください。

⑥周辺施設の立地や現在の公園利用者の動線等を考慮し、機能的で安全な公園利用者の動線を確保してください。なお、既設の園路等を公募対象公園施設の設置に伴い付け替える場合は、認定計画提出者の負担にて整備してください。

⑦屋外に表示又は設置している既存の案内サイン(郵便局側園内案内図)について、本市と協議の上、認定計画提出者の負担において板面表示を公募対象公園施設及び特定公園施設等整備後のものに更新してください。

⑧施設に必要なインフラ(電気、上水、汚水排水等)は、参考資料２のインフラ概要図を参照のうえ、必要に応じて各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担にて整備してください。本公園の既設の各インフラの容量等に支障がない場合は、これらから分岐できるものとし、分岐した場合は、子メーターの設置等により、当該公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。

⑨水景施設（水車小屋）については、従前の敷地データが十分に揃っていないため、店舗（公募対象公園施設）のレイアウト上、位置が変更となる場合においては、協議の上、提案者の配置計画を変えることがある

⑩施設の建設にあたっては、都市公園法、建築基準法、消防法、その他関係法令の規定に適

合するものとし、関係機関等への届出や検査など必要な手続きを遅滞なく行ってください。
なお、施設整備にあたっては、地域資源の活用及び地域経済への貢献の観点から、滋賀県産材の積極的な活用を推奨し、その取組については評価対象とします。
⑪屋外照明施設を設置する場合は、「都市公園技術標準解説書(令和元年度版)」に基づき、設置してください。
⑫認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合や公園利用者の安全性・利便性の観点から修正を求める場合があります。
⑬やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

(3)公募対象公園施設の管理運営に関する事項
①公募対象公園施設の運営にあたっては、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることを鑑みた提案としてください。
②公募対象公園施設は、公園利用者の利便性や周辺環境を考慮し、各施設の立地に応じた営業時間により運営を行ってください。なお、夜間等の営業も可能とします。照明施設が必要な場合はその内容についても提案してください。
③年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制とするとともに、災害・事故発生時の危機管理に対応できる管理運営体制としてください。
④駐車場は特定公園施設として必要な台数を、公募対象区域内に新規に整備することも可能とします。※全て無料にするなら特定公園施設、有料もありなら公募対象として使用料徴収。
⑤アルコール飲料の提供は可能とします。
⑥公募対象公園施設を利用した公園利用者から出たゴミ等は認定計画提出者側で処理してください。
⑦本公園は本市の地域防災計画において、避難場所に位置づけられ、備蓄倉庫も設置されています。災害時にも対応可能な提案としてください。
⑧当該施設の整備計画(公園周辺の渋滞対策含む)及び営業日時、時間等の運営方針については、公募設置等計画の認定前に地元自治会等説明を行ってください。説明方法や対象については本市と協議してください。

(4)公募対象公園施設の場所
公募対象公園施設の設置が可能な場所は【参考資料１公園平面図】に示す整備対象区域内とします。
なお、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域外の提案も可能とします。

(5)設置又は管理の開始の時期
公募対象公園施設の設置管理許可は基本協定締結(2027 年３月頃)以降となる予定です。

（６）公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料及び対象面積を提案してください。

なお、対象面積には建築物の範囲以外に、カフェ等を設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない部分の面積も含めます。また、許可面積の決定にあたっては、協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、本市が精査のうえ決定するものとします。

公募対象公園施設の使用料の下限	2,940 円／㎡年　以上

認定計画提出者は、公募設置等計画に記載した使用料の額を本市に納付していただきます。

※都市公園使用料=事業期間×年額公園使用料×対象面積

ただし、使用料については、条例で定める使用料の額が認定公募設置等計画に記載した使用料の額を上回った場合、条例等で定める使用料の額を適用することになります。

使用料は、年度ごとに本市が発行する納入通知書により支払っていただきます。なお、年間使用料の下限は、固定資産税評価額により変動します。原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は本市の指定する期日までに１年分を支払っていただきます。

２．特定公園施設

（１）特定公園施設の建設に関する事項

１）特定公園施設の整備範囲について

特定公園施設の整備範囲は、＜Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄエリア＞【参考資料１公園平面図】に示す整備対象区域内とします。

なお、他の公園施設に影響が無い範囲で公募対象区域外の提案も可能とします。

２）特定公園施設の設計・工事・管理について

①特定公園施設は、公募対象公園施設の利用者以外の公園利用者も利用でき、交流、憩い、休息等の場となるよう提案してください。催事スペース、エントランス更新（案内板更新含む）、トイレ更新２か所（リノベーション可）、複合遊具更新、LED 照明（公園主要動線及び駐車場周辺の既設外灯については LED 化を基本とし、それ以外の範囲については提案事項とする。）、駐輪場新設、既存駐車場増設については必須項目とする。

提案があった範囲については、本市にて更地にし、引き渡すことを条件とします。

②地球温暖化対策として、既存公園施設の屋根等上部空間に設ける太陽光発電施設等の再エネ発電施設の導入についても、特定公園施設の対象とします。

③特定公園施設の整備に要する費用は、掛かる費用の９割までを上限に、本市で負担します。整備した施設は整備後、本市へ無償で譲渡していただきます。

特定公園施設の本市の負担上限額: 150,000 千円（消費税含む。）

※本市が負担する金額に対しては、議会における予算可決が前提であることに加え、「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用する予定です。そのため本交付金の対象とならない施設等は、本市の費用負担の対象としません。

④遊具を追加設置する場合は、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第２版）』（国土交通省）を踏まえ、『遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2014)』（一般社団法人日本公園施設業協会）を遵守してください。

⑤認定計画提出者は特定公園施設の設計図書、工事工程表を本市に提出し、内容について確認を受ける必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求めることがあります。
⑥工事完了後の維持管理については、引続き市の委託業者にて行います。
⑦やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

３．都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

公募対象公園施設周辺について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する範囲及び維持管理の内容について提案してください。

４．都市利便増進施設

利便増進施設の設置に関する事項

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐車場（無料)、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第 6 条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■占用料　　2,940 円／㎡年

５．公募設置等計画の認定の有効期間(事業期間)

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手日から最長 20 年間とし、工事および事業終了前の公募対象公園施設および利便増進施設の解体・現状復旧に要する期間を含みます。なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、許可日から 10 年以内としますが、本市は、当該期間内に認定計画提出者から設置許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。

なお、施設の設置工事及び解体・撤去に係る期間の使用料は無償とします。また、事業終了後の施設の解体・撤去は、原状回復届出書を本市に提出した上で、認定計画提出者の負担により施設を設置許可する前の状態に回復してください。ただし、本市が現状のままで寄付を受け入れることを承認した施設を除きます。

認定有効期間	令和 10 年５月～令和 30 年４月

第３章　応募資格及び応募手続き等

１．公募への参加資格

(１)応募資格

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人

② 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人

③ 地方自治法施行令第 167 条の４に該当する法人

④ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人

⑤ 最近の２年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）

⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。)若しくはそれらの利益となる活動を行う団体であるとき、又はこれらに当たらなくなった時から５年が経過していないとき。

イ. 役員が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき、又はこれらに当たらなくなった時から５年が経過していないとき。

ウ. 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ. 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ. 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

⑦ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑧ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

（２）グループ応募

本公園のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人(以下「グループ」という。)が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

①グループにより応募をする場合は、 グループの名称を設定し、 代表となる法人を選定すること。なお、代表となる法人以外は、当該グループの構成団体として扱います。
また、 公募設置等計画の受付以降は、 代表となる法人又は構成団体の変更を行うことはできません。

②グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。

③ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。なお、地域経済への貢献及び地域との連携を促進する観点から、守山市内に本店、支店又は営業所等の事業拠点を有する法人の参画を評価対象とします。

④応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を１社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、過去５年以内に公園または広場の監理実績を備えることとします。

⑤応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を１社以上定めてください。当該法人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、過去５年以内に公園または広場及び商業施設の建設工事実績を備えることとします。

⑥代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

（３）応募条件

・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

（４）提供情報

資料等		備考	配布方法
指針	公募設置等指針		ＨＰ掲載
提出様式	公募説明会参加申込書	様式１	ＨＰ掲載
	応募申込書	様式２	ＨＰ掲載
	質問書	様式３	ＨＰ掲載
	応募辞退届	様式４	ＨＰ掲載
	誓約書	様式５	ＨＰ掲載
	委任状（グループ提案用）	様式６	ＨＰ掲載
	役員名簿	様式７	ＨＰ掲載
	財務状況表	様式８	ＨＰ掲載
	設計実績を証する書類	様式９	ＨＰ掲載
	建設工事実績を証する書類	様式 10	ＨＰ掲載
	管理運営実績を証する書類	様式 11	ＨＰ掲載
	公募設置等計画等	様式 12 ～ 21	ＨＰ掲載
参考資料	公園平面図	参考資料１	ＨＰ掲載
	インフラ概要図	参考資料２	ＨＰ掲載
	公園現況写真	参考資料３	ＨＰ掲載
	基本協定書（案）	参考資料４	ＨＰ掲載

（５）事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者に事業を承継することができます。承継しない場合は、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を解体・撤去し、更地返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり施設の解体・撤去を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

２．スケジュール

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しております。

公募設置等指針公表	令和８年 10 月５日(月)
公募設置等指針等説明会申込期限	10 月５日(月)から 10 月 26 日(月)まで
公募設置等指針等説明会	11 月５日(木)
質問書受付	11 月５日(木)から 11 月９日(月)まで
質問書回答	11 月 20 日(金)までに回答
応募登録申込書受付期間	11 月 30 日(月)から 12 月 11 日(金)まで
公募設置等計画の受付	12 月 21 日(月)から令和９年１月 15 日(金)まで
プレゼンテーションと評価	~~２月上旬頃~~　１月 21 日(木)予定
公募設置等予定者等の結果通知	２月中旬頃
選定結果公表	２月下旬頃
公募設置等計画の認定	３月上旬頃
基本協定締結	３月中旬頃
認定計画提出者による設計	４月頃～令和 10 年（2028 年）４月頃
認定計画提出者による工事	令和 10 年５月１日～
供用開始	令和 11 年３月頃

３．応募手続き

（１）公募設置等指針の公表

公募設置等指針を下記の期間、本市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【掲載期間】令和８年 10 月５日(月)から令和９年１月 15 日(金)まで

（２）公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加をされる方は、申し込みが必要となりますので、期日までに様式１「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記によりお申込みください。

開催日時	令和８年 11 月５日(木)　午後２時～午後３時 30 分
開催場所	守山市役所　３１会議室
留意事項	・説明会への参加は、１社２名以内とし事前申込制とします。 ・多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻等の変更を行うことがあります。 ・説明会当日には、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。 ・説明会の参加は公募への参加の条件ではありません。
申込方法	様式１「守山町公園民間活力導入事業説明会　参加申込書」をご記入いただき、**持参、電子メール、郵送のいずれかにより令和８年 10 月５日(月)から 10 月 26 日(月)まで 17 時まで〔必着〕**にお申し込み下さい。 【申込先】守山市建設部土木管理課 住所：524-8585　滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号 電子メールアドレス：dobokukanri@city.moriyama.lg.jp

（３）質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

受付期間	令和８年 11 月５日(木)から 11 月９日(月)まで【必着】
提出方法	様式２「質問書」をご記入いただき、持参、電子メール、郵送のいずれかでご提出ください。 【申込先】守山市建設部土木管理課 住所：524-8585　滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号 電子メールアドレス：dobokukanri@city.moriyama.lg.jp ※件名（subject）は「守山町公園民間活力導入事業質問」と記載してください。
回答方法	守山市ホームページにより令和８年 11 月 20 日（金）までに回答を公表します。

（４）応募登録

事業に応募される方は、必ず応募登録してください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録は出来ません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうち１者が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付時までは、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、次のとおり行ってください。

使用様式：様式２「応募登録申込書」

申込期限：令和８年 11 月 30 日(月)から 12 月 11 日(金)まで

受付場所：守山市建設部土木管理課公園緑地係

提出方法:持参もしくは郵送(令和８年 12 月９日(水)必着)

（５）応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届(様式４)に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。また、必ず電話による受信確認をしてください。

（６）公募設置等計画等の受付

【申込み方法】

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り

受付期間：令和８年 12 月 21 日(月)９時から

令和９年１月 15 日(金)17 時まで

提出方法：受付場所に持参

※事前に「事務局」まで電話にて連絡後、本市と受付時間を調整の上、ご持参ください。

受付場所：守山市建設部土木管理課公園緑地係

【公募設置等計画等作成の注意事項】

１）一般事項

・公募設置等計画等の提出は、１応募者につき１提案とします。

・提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関必要な協議確認を行ったうえで、提出書類を作成してください。

・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。

・提出書類の提出後の変更は、原則として認めません。

・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。

・提出書類については、Ａ４縦型パイプ式ファイル(左２点綴じ)に綴じ込み、目次、頁数及びインデックスを付け、分かりやすさ、見やすさに配慮してください。

・Ａ４縦型パイプ式ファイルの背表紙には、「守山町公園公募設置等計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください(テープラベル等でも可)。

２）誓約書、応募参加資格関連書類及び応募資格関係書類(様式５～11) ・Ａ４判縦、白黒片面印刷として提出してください。

３）公募設置等計画(様式 12～21)

・Ａ４判縦、片面印刷、左２点綴じとし、頁数を付して提出してください。書体は MS 明朝、10.5 ポイントを標準としてください。ただし、イメージパース及び各図面、投資・収支計画については、Ａ３折込としてください。

・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

４）電子データ

・提出書類一式を電子データ化したものを CD-R 又は DVD-R にて１部提出してください。

・データは PDF 形式とし、原則として文字は画像化されたものではなく、テキスト情報を含むものとしてください。

・法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化されたもので構いません。

・全ての電子データについて、提出前に最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウィルスチェックをしてください。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
１．誓約書等			
（１）誓約書	様式５	１部	１部
（２）委任状	様式６	１部	１部
２．応募参加資格関連書類 （応募グループにあっては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）			
（１）定款又は寄付行為の写し	様式自由	１部	１部
（２）法人登記簿謄本及び印鑑証明各種証明書	各種証明書	１部	１部
（３）役員名簿	様式７	１部	１部
（４）法人税、固定資産税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各証明書 ※未納がない証明でもよい。	各種証明書	１部	１部
（５）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近３ 年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	関係法令に定める様式	１部	１部
（６）事業報告書・事業計画書等(直近３年間) ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	関係法令に定める様式	１部	１部
（７）財務状況表(直近３年間)	様式８	１部	１部
（８）実績を証する書類 ※実績がない事業者は除く。	様式 ９～11	１部	10 部
３.公募設置等計画	様式 12	１部	10 部

（１）事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業の実施体制 ③施設の配置計画 ④スケジュール	様式 13	1 部	10 部
（２）公募対象公園施設の整備計画 ①公募対象公園施設の概要 ②公募対象公園施設の建設に関する事項 ③公募対象公園施設の施工計画 ④建築一般図（施設配置平面図、各階平面図、立面図、断面図、求積図） ⑤イメージパース（施設外観パース、施設内観パース）	様式 14	1 部	10 部
（３）公募対象公園施設の管理運営計画 ①公募対象公園施設の管理運営計画の概要 ②公募対象公園施設の管理運営の方針 ③公募対象公園施設の管理運営に関する事項 ④公募対象公園施設の管理運営の期間	様式 15	1 部	10 部
（４）特定公園施設の整備計画 ①特定公園施設の概要 ②特定建設施設の建設に関する事項 ③特定建設施設の施工計画 ④建設一般図（施設配置平面図、平面図、立面図、断面図、求積図） ⑤イメージパース（施設外観パース）	様式 16	1 部	10 部
（５）利便増進施設の整備計画 ①利便増進施設の概要 ②利便増進施設の建設に関する事項 ③利便増進施設の施工計画 ④建設一般図（施設配置平面図、平面図、立	様式 17	1 部	10 部

面図、断面図、求積図） ⑤イメージパース（施設外観パース）			
（６）利便増進施設の管理運営計画 ①利便増進施設の管理運営計画の概要 ②利便増進施設の管理運営の方針 ③利便増進施設の管理運営に関する事項 ④利便増進施設の管理運営の期間	様式 18	１部	10 部
（７）各公園施設に関わる投資計画および収支計画	様式 19	1 部	10 部
（８）公募対象公園施設の使用料の提案額	様式 20	1 部	10 部
（９）特定公園施設の整備に関する市負担額の提案額	様式 21	1 部	10 部

【応募書類の取扱い】

①著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、公募設置等予定者等の選定結果の公表等に必要な場合には、本市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

②応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③費用負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

④応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届(様式４)を提出してください。

（７）事務局

滋賀県守山市建設部土木管理課

「守山町公園民間活力導入事業」担当

住　所：524-8585　滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号

電　話：077-582-1134　FAX：077-582-6947

電子メールアドレス：dobokukanri@city.moriyama.lg.jp

４．受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時 45 分までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

５．審査方法等

設置等予定者の選定は、本市が都市公園法第５条の４第１項に基づき、すべての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第５条の４第２項に基づき評価を行う２段階で実施します。

（１）審査の流れ

①第一次審査(審査)

ア応募法人等が資格等を満たしているか

イ公募設置等計画の内容が法律、条例等に違反していないか

ウ公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設が都市公園法第５条第２項各号のいずれかに該当するものであること(詳細は次のとおり)

ウ－１　公募設置等計画が本指針で示した目的や場所等と適合していること

ウ－２　記載すべき事項が示されていること

※誤字・脱字・記載誤り・計算誤り等の内容の変更を伴わず提案内容への影響が軽微なもので、事務局の修正・補正要求に応じられるものは、提案書の一部差し替え等の修正を認めます。

※失格となった提案の応募法人又は応募グループの代表法人には、その旨を文書で通知します。

②第ニ次審査(評価)

第一次審査を通過した提案について、「守山市都市公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、表３－１で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、後日、事務局から連絡しますが、以下のとおり実施することを想定しています。

・発表　　：２０分

・質疑応答：２０分

・参加人数：６名まで(１応募法人又は１応募グループにつき)

※プレゼンテーション用の資料は、公募設置等計画等に記載している内容のみで作成してください。公募設置等計画等に記載がない(新たな提案等)内容については評価を行いません。

※プレゼンテーションの際、パワーポイントなどを使用することができます。ただし、プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者で用意してください。プロジェクタースクリーン、HDMI 端子ケーブルは本市で用意するものを使用してください。

※動画、模型を用いたプレゼンテーションは不可とします。

（２）選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について表３－１の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下を予定しております。

・学識経験者　　２名
・地域住民代表者　　１名
・保育幼稚園関係者　１名
・公認会計士　　１名
・守山市行政職員　　１名
計６名

（３）評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、「別紙①：評価項目」に沿って評価を行います。

（４）結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ホームページで公表します。

（５）選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

（６）無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①計画書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
③計画書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
④虚偽の内容が記載されているもの
⑤「第３章１．（１）応募資格」のいずれかの条件を欠いたとき
⑥その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

６．公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

７．公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定に当たっては、必要に応じて本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合もあります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

８．認定公募設置等計画の変更

各種調査等の実施により認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、本市と協議の上、都市公園法第５条の６第１項に基づき本市の認定を受けていただく必要があります。

変更に当たっては、都市公園法第５条の６第２項第１号及び第２号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。

９．契約の締結等

（１）基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙４のとおりです。

（２）公募対象公園施設等の設置管理許可等

認定計画提出者(応募グループの場合は、代表法人を予定)は、施設の工事着手前に、公募対象公園施設及び特定公園施設の設置許可等を受け、認定計画提出者の負担において、建設、維持管理及び運営を行っていただきます。

認定計画提出者は、事業期間終了後(設置許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む。)に公園施設設置(管理)廃止届、原状回復届を提出し、公募対象公園施設を撤去し、更地にして本市に返還していただきます。

ただし、本市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり、施設の撤去等を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

（３）法規制等

提案内容は都市計画法、都市公園法、守山市市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

（4）リスク分担等

・本事業の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。

・リスク分担に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者等が協議のうえ、パートナーシップ、公平性の観点から負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
契約・協定締結に至らなかった場合	応募に関して負担した費用および生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用および生じた損害		○
法令変更	都市公園法、Park-PFI 制度の変更、新たな規制立法の成立によるもの	協議事項	
	上記以外の法令等の変更、新たな規制立法成立によるもの		○
税制リスク	特定公園施設にかかる消費税および地方消費税の変更	○	
	上記以外の税制変更		○
文化財の発掘（公募対象公園施設）	文化財の発掘による遅延・中止	○	
	文化財の発掘による事業変更		○
	事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の文化財の調査・保存等	○	
文化財の発掘（特定公園施設）	文化財の発掘による遅延・中止	○	
	文化財の発掘による事業変更		○
	事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の文化財の調査・保存等	○	
地中障害物等の撤去（公募対象公園施設）	地中障害物等に関する調査	○	
	地中障害物等の発見による遅延・中止	○	
	地中障害物等の発見による事業変更		○
	事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の地中障害物等の撤去	○	
地中障害物等の撤去（特定公園施設）	地中障害物等に関する調査	○	
	地中障害物等の発見による遅延・中止	○	
	地中障害物等の発見による事業変更		○
	事前に知り得ず、合理的な計画変更等によっても避けられない場合の地中障害物等の撤去	○	

リスクの種類		内容	負担者	
			市	認定計画提出者
第三者賠償		工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
		本市の提示条件、指示により第三者に損害を与えた場合（応募企業または構成企業に過失がある場合を除く）	○	
物価		インフレ、デフレ※１		○
金利		金利変動		○
不可抗力	公募対象公園施設および利便増進施設	自然災害等（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※２・３		○
	特定公園施設	自然災害等（地震・台風等）による業務の変更、中止、延期	協議事項	
資金調達		必要な資金確保		○
事業の中止・延期		本市の責任による中止・延期	○	
		応募企業または構成企業の責任による中止・延期		○
		応募企業または構成企業の事業放棄・破綻		○
申請コスト		申請費用の負担		○
引継コスト		施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合		競合施設による利用者減・収入減		○
需要変動		当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大		本市以外の要因による運営費の増大		○
		本市の責任による運営費の増大	○	
施設の修繕等（公募対象公園施設および利便増進施設）		施設・機器等の損傷		○
債務不履行		本市の協定内容の不履行	○	
		応募企業または構成企業の事由による業務または協定内容の不履行		○
性能リスク		本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償		施設・機器等の不備による事項		○
		施設管理上の事項		○

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
警備リスク	応募企業または構成企業の警備不良によるもの		○
運営リスク	施設、機器等の不備または、施設管理上並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
資料等の損失	応募企業または構成企業の責によるもの		○
	本市の責によるもの	○	
	上記以外	上記以外	
公募書類リスク	公募設置等指針等の誤記、指示漏れにより、市の要求事項が達成されない等の事象への対応	○	
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の維持管理・運営業務の内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応	○	○
情報の安全管理	本市の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用	○	
	応募企業または構成企業の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい		○

※1 協定締結時から客観的に見て著しい物価変動が発生した場合、協議を行うものとする。

※2 自然災害等（地震・台風等）不可抗力への対応

○災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧すること。

○公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがある。

○自然災害等の発生時には、本市は、認定計画提出者に対して業務の一部または全部の停止を命じることがある。

○本市が公募対象公園施設（駐車場）を災害等の対策のために使用することを決定した場合は、認定計画提出者は、本市の指示に従い当該災害等の対策に関係する業務に協力するものとする。

○上記の協力により生じた次に掲げる費用は、合理性が認められる範囲で本市が負担することを原則として、認定計画提出者の請求に基づき本市との協議のうえ決定するものとする。

・災害等の対策に関係する業務により生じた人件費

・災害等の対策に関係する業務により生じた施設の光熱水費

・その他、災害等の対策に関係する業務により生じた費用および損害に関する費用

※3 自然災害等に起因して本市が業務の一部または全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償はしない。

【別紙①：評価項目】

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的コンセプトについて評価する。	20
	地元との連携方針について評価する。	
	地元自治会への配慮について評価する。	10
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について評価する。	10
	構成団体の財務体質は健全か	
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。	
	守山市内に本店、支店又は営業所等の事業拠点を有する法人の参画を評価する。	
施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。	20
	景観、バリアフリー等への配慮について評価する。	
	多様な主体者が公園を活用できる機能・仕組みについて評価する。	
	特定公園施設の建設に係る品質確保について評価する。 ※特定公園施設の規模が大きい場合。	
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上（ＤＸなどの提案）に資する管理運営計画について評価する。	20
	高齢者、小さな子供を連れた家族、障がい者及び要介護者の方々の利用への配慮について評価する。	
	周辺の環境の配慮について評価する。	
	持続的に運営可能な計画について評価する。	
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について評価する。	10
	収支計画は、施設整備及び管理運営計画と整合性があり、実現性の高いものかについて評価する。	
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。	
価額審査	特定公園施設の整備に要する費用について評価する。 特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する割合について評価する。 公募対象公園施設に係る使用料について評価する。	10

本事業に係る事務局

滋賀県守山市建設部土木管理課
「守山町公園民間活力導入事業」担当
住　所：524-8585　滋賀県守山市吉身二丁目５番 22 号
電　話：077-582-1134　FAX：077-582-6947
電子メールアドレス：dobokukanri@city.moriyama.lg.jp